●香川県告示第223号

道路法（昭和27年法律第１８０号）第18条第２項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和８年11月24日から同年12月14日まで一般の縦覧に供する。

令和８年11月24日

香川県知事　　池　　田　　豊　　人

１　道路の種類　県道（主要地方道）

２　路　線　名　観音寺善通寺線（49号）

３　道路の区域

区　　間	敷地の幅員（メートル）	延　　長（メートル）	備　　考
善通寺市善通寺町字兼谷1518番１地先から 善通寺市善通寺町字兼谷1431番１地先まで	10.8～11.4	１１６	平成17年６月10日付け香川県告示第３７９号で変更した区域の一部

４　供用開始の期日　令和８年11月24日